

令和6年度墨田区議会定例会 1 1 月議会提出予定案件（追加）

〈予算〉

- 1 令和6年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和6年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 令和6年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 令和6年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算
- 5 令和6年度墨田区一般会計補正予算
- 6 令和6年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 7 令和6年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 8 令和6年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 8 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

ア 議員報酬の額 (月額)

区 分	現 行	改 正 案
議 長	9 2 2, 0 0 0 円	9 4 9, 0 0 0 円
副 議 長	7 9 2, 0 0 0 円	8 1 5, 0 0 0 円
委 員 会 委 員 長	6 5 5, 0 0 0 円	6 7 4, 0 0 0 円
同 副 委 員 長	6 3 2, 0 0 0 円	6 5 0, 0 0 0 円
そ の 他 の 議 員	6 1 3, 0 0 0 円	6 3 1, 0 0 0 円

イ 期末手当の支給月数

	現 行	令和 6 年度 (案)	令和 7 年度以降 (案)
年間支給月数	3. 7 2	3. 8 8 (+0.16)	3. 8 8 (+0.16)
6 月	1. 860	1. 860 (——)	1. 940 (+0.08)
1 2 月	1. 860	2. 020 (+0.16)	1. 940 (+0.08)

(2) 施行期日

ア 本年 1 2 月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

イ 議員報酬の額に係る改正 本年 1 2 月 1 日

ウ 令和 7 年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和 7 年 4 月 1 日

2 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬の額を次のとおり改定する。(月額)

区 分	現 行	改 正 案
教 育 委 員 会 委 員	2 3 4, 0 0 0 円	2 4 1, 0 0 0 円
選挙管理委員会 委 員 長	2 9 6, 0 0 0 円	3 0 5, 0 0 0 円
同 委 員	2 3 4, 0 0 0 円	2 4 1, 0 0 0 円
同 補 充 員	日額 7, 6 0 0 円	日額 7, 8 0 0 円
監査委員（議員選出委員）	1 4 8, 0 0 0 円	1 5 2, 0 0 0 円
同（識見者選出委員）	2 9 6, 0 0 0 円	3 0 5, 0 0 0 円

(2) 施行期日

本年 1 2 月 1 日

3 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

ア 給料の額 (月額)

区 分	現 行	改 正 案
区 長	1, 1 4 2, 0 0 0 円	1, 1 7 5, 0 0 0 円
副 区 長	9 2 2, 0 0 0 円	9 4 9, 0 0 0 円

イ 期末手当の支給月数

	現 行	令和 6 年度（案）	令和 7 年度以降（案）
年間支給月数	3. 7 2	3. 8 8 (+0.16)	3. 8 8 (+0.16)
6 月	1.860	1.860 (——)	1.940 (+0.08)
1 2 月	1.860	2.020 (+0.16)	1.940 (+0.08)

(2) 施行期日

- ア 本年 1 2 月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- イ 給料の額に係る改正 本年 1 2 月 1 日
- ウ 令和 7 年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和 7 年 4 月 1 日

4 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、教育委員会教育長の給料の額を次のとおり改定する。

月額 8 5 1, 0 0 0 円 ⇒ 8 7 6, 0 0 0 円

※ 教育委員会教育長の期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給されることとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

(2) 施行期日

本年 1 2 月 1 日

5 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、常勤の監査委員の給料の額を次のとおり改定する。

月額 634,000円 ⇒ 652,000円

※ 常勤の監査委員の期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給されることとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

(2) 施行期日

本年12月1日

6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するほか、所要の改正をする。

(2) 内容

ア 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額を引き上げる。

・ 勧告の内容

給与の改定額・・・平均11,029円（2.89%）

給料 9,191円

はね返り 1,838円

※1 初任給について、民間企業及び国における初任給の動向等を踏まえて引き上げる。

※2 若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引き上げる。

イ 諸手当の改定
(ア) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ

			年 間 支 給 月 数		
			現 行	令和6年度(案)	令和7年度以降(案)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	管理職員以外の職員	期末手当	2. 4 0	2. 5 0 (+0. 1 0)	2. 5 0 (+0. 1 0)
		6 月	1. 200	1. 200 (――)	1. 250 (+0.050)
		12月	1. 200	1. 300 (+0.100)	1. 250 (+0.050)
		勤勉手当	2. 2 5	2. 3 5 (+0. 1 0)	2. 3 5 (+0. 1 0)
		6 月	1. 125	1. 125 (――)	1. 175 (+0.050)
		12月	1. 125	1. 225 (+0.100)	1. 175 (+0.050)
	合計	4. 6 5	4. 8 5 (+0. 2 0)	4. 8 5 (+0. 2 0)	
	管理職員	期末手当	2. 0 5	2. 1 5 (+0. 1 0)	2. 1 5 (+0. 1 0)
		6 月	1. 025	1. 025 (――)	1. 075 (+0.050)
		12月	1. 025	1. 125 (+0.100)	1. 075 (+0.050)
		勤勉手当	2. 6 0	2. 7 0 (+0. 1 0)	2. 7 0 (+0. 1 0)
		6 月	1. 300	1. 300 (――)	1. 350 (+0.050)
12月		1. 300	1. 400 (+0.100)	1. 350 (+0.050)	
合計	4. 6 5	4. 8 5 (+0. 2 0)	4. 8 5 (+0. 2 0)		
定年前再任用短時間勤務職員	管理職員以外の職員	期末手当	1. 3 5	1. 4 0 (+0. 0 5)	1. 4 0 (+0. 0 5)
		6 月	0. 675	0. 675 (――)	0. 700 (+0.025)
		12月	0. 675	0. 725 (+0.050)	0. 700 (+0.025)
		勤勉手当	1. 1 0	1. 1 5 (+0. 0 5)	1. 1 5 (+0. 0 5)
		6 月	0. 550	0. 550 (――)	0. 575 (+0.025)
		12月	0. 550	0. 600 (+0.050)	0. 575 (+0.025)
	合計	2. 4 5	2. 5 5 (+0. 1 0)	2. 5 5 (+0. 1 0)	
	管理職員	期末手当	1. 1 7 5	1. 2 2 5 (+0. 0 5)	1. 2 2 5 (+0. 0 5)
		6 月	0. 5875	0. 5875 (――)	0. 6125 (+0.025)
		12月	0. 5875	0. 6375 (+0.050)	0. 6125 (+0.025)
		勤勉手当	1. 2 7 5	1. 3 2 5 (+0. 0 5)	1. 3 2 5 (+0. 0 5)
		6 月	0. 6375	0. 6375 (――)	0. 6625 (+0.025)
12月		0. 6375	0. 6875 (+0.050)	0. 6625 (+0.025)	
合計	2. 4 5	2. 5 5 (+0. 1 0)	2. 5 5 (+0. 1 0)		

※ 令和6年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

〔参考〕 期末及び勤勉手当の年間支給月数

- ・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
4. 6 5 月 → 4. 8 5 月 (+0. 2 0 月)
- ・定年前再任用短時間勤務職員
2. 4 5 月 → 2. 5 5 月 (+0. 1 0 月)

(イ) 扶養手当の見直し
配偶者等に係る手当を廃止し、当該廃止分を原資として子に係る手当額を引き上げる。

※ 3年間で段階的に実施

	現行	令和7年度 (案)	令和8年度 (案)	令和9年度以降 (案)
配 偶 者 等	6, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	廃 止
子	9, 0 0 0 円	9, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1 0, 5 0 0 円
父 母 等	6, 0 0 0 円	(現行どおり)		

- (ウ) 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当限度額の引上げ
東京都との均衡を考慮し、初任給調整手当限度額を引き上げる。

現行	令和6年度（案）	令和7年度以降（案）
268,500円	275,700円	315,200円

(3) 施行期日等

- ア 給料表の改定並びに本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改定並びに令和6年度に支給する初任給調整手当限度額の引上げ 公布の日

※ 給料表の改定及び令和6年度初任給調整手当限度額の引上げは、本年4月1日から適用する。

- イ 令和7年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改定、令和7年度以降に支給する初任給調整手当限度額の引上げ並びに扶養手当の見直しに係る改正 令和7年4月1日

7 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり改定する。

	年 間 支 給 月 数		
	現 行	令和6年度（案）	令和7年度以降（案）
期末手当	2. 40	2. 50 (+0.10)	2. 50 (+0.10)
6月	1.200	1.200 (—)	1.250 (+0.05)
12月	1.200	1.300 (+0.10)	1.250 (+0.05)
勤勉手当	2. 25	2. 35 (+0.10)	2. 35 (+0.10)
6月	1.125	1.125 (—)	1.175 (+0.05)
12月	1.125	1.225 (+0.10)	1.175 (+0.05)
合計	4. 65	4. 85 (+0.20)	4. 85 (+0.20)

(2) 施行期日

- ア 本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正
公布の日
- イ 令和7年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正
令和7年4月1日

8 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

(1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、幼稚園教育職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するほか、所要の改正をする。

(2) 内容、施行期日等

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様の内容

令和6年度 墨田区一般会計補正予算(第8号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
141,986,468	830,271	142,816,739

◇ 歳 出 830,271 千円

1	議員報酬・特別職人件費等	10,945千円
(1)	議員報酬追加	8,964千円
(2)	特別職人件費追加	1,347千円
(3)	行政委員報酬追加	634千円
2	職員給与費追加	474,680千円
3	会計年度任用職員給与費追加	303,764千円
4	特別会計繰出金	40,882千円
(1)	国民健康保険特別会計繰出金追加	19,621千円
(2)	介護保険特別会計繰出金追加	15,837千円
(3)	後期高齢者医療特別会計繰出金追加	5,424千円

◇ 歳 入 830,271 千円

1	特別区交付金	830,271千円
(1)	特別区財政調整交付金(普通交付金)追加	830,271千円

令和6年度 墨田区国民健康保険特別会計補正予算(第2号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円 28,116,000	千円 19,621	千円 28,135,621

◇ 歳 出	19,621 千円	
1 職員給与費追加		14,257千円
2 会計年度任用職員給与費追加		5,364千円
◇ 歳 入	19,621 千円	
1 繰入金		19,621千円
(1) 一般会計繰入金追加		19,621千円

令和6年度 墨田区介護保険特別会計補正予算(第2号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円 23,358,000	千円 15,837	千円 23,373,837

◇ 歳 出	15,837 千円	
1 職員給与費追加		12,706千円
2 会計年度任用職員給与費追加		3,131千円
◇ 歳 入	15,837 千円	
1 繰入金		15,837千円
(1) 一般会計繰入金追加		15,837千円

令和6年度 墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円 6,972,000	千円 5,424	千円 6,977,424

◇ 歳 出 **5,424** 千円

- | | | |
|---|---------------|---------|
| 1 | 職員給与費追加 | 5,163千円 |
| 2 | 会計年度任用職員給与費追加 | 261千円 |

◇ 歳 入 **5,424** 千円

- | | | |
|-----|-----------|---------|
| 1 | 繰入金 | 5,424千円 |
| (1) | 一般会計繰入金追加 | 5,424千円 |

令和6年度 墨田区一般会計補正予算(第9号) 概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
142,816,739	1,688,222	144,504,961

◇ 歳 出 1,688,222 千円

- 1 総務費 804,415千円
 - (1) 総務管理費 804,415千円
 - ・ 財政調整基金積立金追加 790,115千円
令和5年度特別会計決算剰余金のうち、一般会計繰入金に相当する額を積み立てる。
併せて、当初想定より基金運用収益が増加する見込みのため、基金利子積立額の増額を行う。
 - ・ 減債基金積立金追加 700千円
当初想定より基金運用収益が増加する見込みのため、基金利子積立額の増額を行う。
 - ・ 公共施設等整備基金積立金追加 13,200千円
当初想定より基金運用収益が増加する見込みのため、基金利子積立額の増額を行う。
 - ・ 水と緑のまちづくり基金積立金追加 400千円
当初想定より基金運用収益が増加する見込みのため、基金利子積立額の増額を行う。
- 2 区民生活費 394,146千円
 - (1) 区民活動推進費 44,146千円
 - ・ 協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業費追加 44,146千円
すみだの夢応援助成事業について、寄付額の増加が見込まれるため、基金積立金及び事業経費の増額を行う。
 - (2) 文化振興費 350,000千円
 - ・ 北斎基金事業費追加 350,000千円
「墨田区北斎基金」寄付キャンペーンについて、寄付額の増加が見込まれるため、事業経費の増額を行う。
- 3 資源環境費 12,000千円
 - (1) 環境保全費 12,000千円
 - ・ 地球温暖化対策助成事業費追加 12,000千円
地球温暖化防止設備導入助成金について、申請件数の増加により予算に不足が見込まれるため、予算の増額を行う。
- 4 民生費 311,278千円
 - (1) 児童福祉費 311,278千円
 - ・ 地域型保育事業費追加 30,413千円
公定価格の改定、都補助制度の新設等に伴い、予算に不足が見込まれるため、予算の増額を行う。
 - ・ 認可外保育施設等事業費追加 41,536千円
都の認証保育所運営費等補助要綱の改正に伴い、予算に不足が見込まれるため、予算の増額を行う。
 - ・ 私立幼稚園等運営補助事業費追加 3,339千円
公定価格の改定、都補助制度の新設等に伴い、予算に不足が見込まれるため、予算の増額を行う。
 - ・ 認可保育所等の給食実施等に対する支援事業費 36,460千円
給食材料費及び光熱費の高騰に伴う事業者の負担軽減のため、補助を行う。
 - ・ 私立保育所保育委託費追加 197,447千円
公定価格の改定、都補助制度の新設等に伴い、予算に不足が見込まれるため、予算の増額を行う。
 - ・ 学童クラブ事業費追加 494千円
公立学童クラブにおける運営費について、おやつ代の高騰に係る予算の増額を行う。
 - ・ 私立学童クラブに対する助成費追加 1,589千円
おやつ代及び光熱費の高騰に伴う事業者の負担軽減のため、補助を行う。

5	土木費	14,500千円
(1)	道路橋梁費	7,500千円
	・ 細街路拡幅整備事業費追加	7,500千円
	細街路拡幅整備事業のうち、整備工事費について、1件あたりの工事費の増加等により、当初予算に不足が見込まれるため、予算の増額を行う。	
(2)	都市計画費	7,000千円
	・ 子育て世帯等定住促進事業費追加	7,000千円
	すみだ住宅取得利子補助事業について、申請件数の増加により、当初予算に不足が見込まれるため、予算の増額を行う。	
6	教育費	51,883千円
(1)	小学校費	35,780千円
	・ 学校給食費保護者負担軽減事業費追加	35,780千円
	米等の食材価格高騰に伴い、学校給食費負担軽減に要する経費を増額する必要がある。	
(2)	中学校費	16,103千円
	・ 学校給食費保護者負担軽減事業費追加	16,103千円
	米等の食材価格高騰に伴い、学校給食費負担軽減に要する経費を増額する必要がある。	
7	予備費	100,000千円
(1)	予備費	100,000千円
	当初予算に不足が見込まれるため、予算を増額する必要がある。	

◇ 歳 入 **1,688,222 千円**

1	国庫支出金	105,205千円
(1)	国庫負担金	105,205千円
	・ 私立保育所運営費負担金追加	91,229千円
	・ 小規模保育運営費負担金追加	2,143千円
	・ 家庭的保育者運営費負担金追加	10,860千円
	・ 事業所内保育運営費負担金追加	973千円
2	都支出金	510,267千円
(1)	都負担金	42,991千円
	・ 私立保育所運営費負担金追加	36,466千円
	・ 小規模保育運営費負担金追加	742千円
	・ 家庭的保育者運営費負担金追加	5,430千円
	・ 事業所内保育運営費負担金追加	353千円
(2)	都補助金	467,276千円
	・ 環境政策加速化事業費	4,000千円
	・ 子供家庭支援区市町村包括補助事業費追加	299千円
	・ 保育士等キャリアアップ補助費追加	15,654千円
	・ 保育サービス推進事業費追加	24,000千円
	・ 保育力強化事業費追加	5,400千円
	・ 認証保育所障害児受入促進事業費	5,652千円
	・ 保育所等物価高騰緊急対策事業費	29,368千円
	・ 公立学校給食費負担軽減事業費	382,903千円

3	財産収入	25,300千円
(1)	財産運用収入	25,300千円
	・ 財政調整基金利子追加	11,000千円
	・ 減債基金利子追加	700千円
	・ 公共施設等整備基金利子追加	13,200千円
	・ 水と緑のまちづくり基金利子追加	400千円
4	寄付金	22,000千円
(1)	寄付金	22,000千円
	・ 協治(ガバナンス)まちづくり推進基金指定寄付金追加	22,000千円
5	繰入金	1,025,450千円
(1)	基金繰入金	246,335千円
	・ 財政調整基金からの繰入金追加	224,335千円
	・ 協治(ガバナンス)まちづくり推進基金からの繰入金追加	22,000千円
(2)	特別会計繰入金	779,115千円
	・ 国民健康保険特別会計からの繰入金追加	467,710千円
	・ 介護保険特別会計からの繰入金追加	108,701千円
	・ 後期高齢者医療特別会計からの繰入金追加	202,704千円

II 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近) 立 体 化 事 業	令和7年度 ～ 令和10年度	12,386,000
学 校 管 理 事 業	令和7年度	23,000

令和6年度 墨田区国民健康保険特別会計補正予算(第3号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
28,135,621	698,250	28,833,871

◇ 歳 出	698,250 千円	
1 諸支出金		698,250千円
(1) 償還金及び還付金		230,540千円
・ 国庫支出金等返還金追加		230,540千円
(2) 繰出金		467,710千円
・ 一般会計への繰出金追加		467,710千円
◇ 歳 入	698,250 千円	
1 繰越金		698,250千円
(1) 繰越金		698,250千円

令和6年度 墨田区介護保険特別会計補正予算(第3号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
23,373,837	274,404	23,648,241

◇ 歳 出 **274,404** 千円

1 諸支出金	274,404千円
(1) 還付金及び還付加算金	97,503千円
・ 国都等返還金追加	97,503千円
(2) 繰出金	108,701千円
・ 一般会計への繰出金追加	108,701千円
(3) 基金積立金	68,200千円
・ 介護給付費準備基金積立金追加	68,200千円

◇ 歳 入 **274,404** 千円

1 財産収入	1,100千円
(1) 財産運用収入	1,100千円
・ 介護給付費準備基金利子追加	1,100千円
2 繰越金	273,304千円
(1) 繰越金	273,304千円

令和6年度 墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
6,977,424	206,340	7,183,764

◇ 歳 出 206,340 千円

- 1 広域連合納付金 3,636千円
 - (1) 広域連合納付金 3,636千円
 - ・ 保険料等負担金追加 2,505千円
 - ・ 保険料軽減措置負担金追加 1,131千円
- 2 諸支出金 202,704千円
 - (1) 繰出金 202,704千円
 - ・ 一般会計への繰出金追加 202,704千円

◇ 歳 入 206,340 千円

- 1 繰越金 206,340千円
 - (1) 繰越金 206,340千円